

貸与制についての説明レジュメに関するコメント

(2011.7.13 丸島俊介)

1 司法修習の意義，給費制の趣旨（貸与制説明レジュメ 1 項， 2 項）

（レジュメ 1 項）

(1) 「司法修習の必要性－実務教育の主要部分を担う不可欠のプロセス」

(2) 「国による修習の運営」「修習専念義務に基づく全力での修習」

（レジュメ 2 項）

(1) 「司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるように、修習の実効性を確保するための一つの方策として、国庫から一定額の給与を支給」

* 修習専念義務（兼業・兼職禁止）に応じた修習期間中の生活保障という趣旨に変更はなく、「準公務員」と位置づけられてきた司法修習生の実態が変わらない中で、生活保障のための支給を自己負担である貸与制とするべきではない。貸与の返済条件が緩やかだとしても、借入金である点では学資ローン等と変わりはない。

2 貸与制導入の趣旨（同レジュメ 3 項（2））

（レジュメ 3 項（2）①）

「新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設等，新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で，限りある財政資金をより効率的に活用し，司法制度全体に関して合理的な国民負担（財政負担）を図る必要があること」

* 司法制度改革審議会意見書では，給費制の在り方について，新たな法曹養成制度全体の中で司法修習の位置付けを考慮しつつ検討すべき課題としたにとどまる。

また，その後の司法制度改革推進本部において，司法制度改革に関する諸施策のうち，貸与制導入は最後に決まったものであり，他の司法制度改革諸施策の財政措置が貸与制の導入を前提に決められた経過にはない。

（レジュメ 3 項（2）②）

「給費制創設当初と比較して，司法修習生が大幅に増加しており，新たな法曹養成制度の整備に当たり，司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること」

- * 司法修習生は昭和30年代半ばから平成2年ころまで30年間約500人程度で推移し、その後漸増して、司法制度改革審議会が始まった平成11年には1000人に、さらに平成14年3月19日の閣議決定「司法制度改革推進計画」において平成16年には1500人まで増加することが決定された。

これらは、すべて貸与制導入が決定される前のことであるが、この60年以上の間に、司法制度改革審議会における各地の公聴会などを含め、給費制に対する国民の強い批判が上げられた状況はない。

(レジュメ3項(2)③)

「公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上、異例の制度であること」

- * 研修中の者の身分を「公務員」とするかどうかは政策上の問題であり、本質的な点ではない。ここで本質的な問題は、司法修習生が、「最高裁の指揮監督に服すること」、「修習(職務)専念義務を負い兼職禁止等の拘束を受けること」、「秘密保持の義務を負うこと」、その他の規律に服する存在であることにある。

「異例」というのであれば、公務員でない者が最高裁の指揮監督を受け、職務専念義務を負う等の規律に服すること自体が異例であるが、こうした修習生の身分については、従来から、「準公務員」とであると説明され(最高裁「司法修習ハンドブック」)、公務員同様に国家公務員共済組合にも加入していた。

3 衆議院法務委員会決議(同レジュメ5項)

- * 平成22年11月24日衆議院法務委員会の決議は、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置」を求めている。

この点について、平成22年11月25日参議院法務委員会における質疑に対する法案提出者である衆議院法務委員長の答弁は、「昨今の法曹志望者が置かれている厳しい財政状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹となることを断念することがないように、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが喫緊の課題」となっているとした上で、①修習生の財政支援、②ロースクールでの負担、③修習生を終えた後の財政状況などを勘案して、これからの在り方を決めていきたいとされており、司法修習終了者の個々の経済的な状況のみを勘案した検討を言うものではない。

4 他の公的な研修制度との比較（資料7）

- * 防衛大学校や税務大学校の学生は終了後に公務に従事するが、司法修習生もその過程で自身の進路を定め、その一部は、司法修習終了後裁判官・検察官としてそれぞれの公務に従事することとなる。

現在の統一司法修習制度は、司法修習生が、進路未分化のまま、一つの法曹として共通の基盤に立って同じ内容の修習を経由する。すなわち、修習終了後に弁護士となる者も、国の司法制度を担い、将来裁判官・検察官に任官しうる者として公費で養成されてきている。

5 医師臨床研修制度との比較（資料9）

- * 文部省・厚生省「医師の卒後臨床研修に関する協議会における意見の概要」（平成12年3月）で、「研修医の給与については、司法修習生の給与なども考慮して適正な額が支給されるよう配慮すること」と明記され、臨床研修義務化をめぐる国会審議でも、司法修習生の給費制が参考として言及されている。
- * 補助金は、研修医の人件費を直接は含まないが、その算定に当たっては、研修医延べ人数と事業延べ日数が基礎とされており、間接的に研修医の給与支払いを補助する役割を果たしている。

以上

給費制・貸与制を巡る論点（メモ）

（2011.7.13 丸島）

1 給費制・貸与制を巡る検討の視点（司法制度改革審議会意見書）

- 「新たな法曹養成制度全体の中で司法修習の位置付けを考慮しつつ、給費制の在り方を検討すべき」
- 「新たな法曹養成制度」→法曹養成に特化したプロフェッショナルスクールとしての法科大学院教育が中核。
- 新たな制度の下での司法修習→「法科大学院教育はいかにあるべきかをまず考えるべき。」「それがどうなっていくかを見定めないと司法修習の在り方ははっきりいえない。」

2 貸与制導入の検討（司法制度改革推進本部・2004年裁判所法改正）

- 貸与制導入の趣旨
 - ・他の司法制度改革の諸課題と財政状況
 - ・合格者3000人の時代と国民負担への理解
- 総合規制改革会議（2002.12.12）

「司法修習に関し、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえれば、給費制については、法科大学院を含めて法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直すべき…」
- 「司法修習の位置付け」と関連する検討は？
- 2004年裁判所法改正と施行日の2010年への延長
 - ・2010年に合格者3000名の実現
 - ・新たな法曹養成制度の一つの到達点となる時期に貸与制を実施する趣旨
- 裁判所法改正と附帯決議→経済的事情から法曹の道を断念することがないように十分な協議を行う→その後の対応は？

3 その後の法曹養成制度と「悪循環」（ワーキングチームの取りまとめ）

- 志望者の激減。
- 合格率の低迷、質への懸念、目標通りの合格者増加が進まない。
- 活動領域・就業状況の前進がない。
- 過大な経済的負担。
- ワーキングチームの指摘→「悪循環に陥る」

4 2010年の給費制維持を求める法曹志望者・利用者の声

- 2009年の日弁連調査により、法科大学院生の半数に平均318万円の負担が判明。
- 2010年国会における1年延期の決議。

法曹養成制度全体に対する財政支援の在り方を見直すことが課題。

- 法曹養成制度を巡る悪循環を断ちきり、所期の目標に照らして、この制度全体が好循環に転換する全体的な検討が必要。貸与制・給費制を含め、それぞれの可能性を排除しないで検討する必要。

5 2010年に貸与制に移行しようとした前提が崩れている

6 改めて、司法修習の内容・位置付けは何か

- 国による司法修習の意義と今後の在り方
 - ・司法修習生は、全国各地の裁判所・検察庁・法律事務所等の現場において、具体的事案を通じ、三者相互の立場に立った視点と実務的役割を体験的に修得し、もって、国の三権の一翼であり、国民の生命・財産・権利・自由に関わる司法の担い手としての力量を身につける。
 - ・法科大学院における専門職教育の充実と今後の司法修習の在り方
- 司法修習生の置かれている位置
準公務員とされてきた実態。最高裁判所の指揮監督、修習専念義務、秘密保持義務、その他の規律。

7 法曹養成の強化を巡る国際的潮流

- ロースクールと国による修習を重ねている例はない。
- 国による司法修習は、ドイツ・韓国の例があり、いずれも給費制。
- 4年8ヶ月の期間を個人の負担とする異例に重い日本の法曹養成制度。

8 おわりに

- 専門職養成に特化した法科大学院教育の理念に沿った充実こそ当面の最大課題。
- その進展の程度により、わが国における修習制度は、将来的にどのように変化するかは、今後の法科大学院教育の充実強化次第。
- そうした全体的考察も行うことが求められている。
この点を抜きにして、主として財政的考慮のみで給費制を廃することの問題。
- 貸与制の導入に伴い、法曹志望者には他の要因と相まって大きな不安と懸念を与えている。これを直ちに実施する状況にはない。

以上